

定期合同点検実施結果(太田南小学校区)

日 時:令和2年10月7日(水) 午前10時 ~ 12時

参加者:学校2、PTA2、コミュニティ協議会1、交通安全母の会1、道路管理者(県1、市2)、警察1、市くらし安全安心課1、市教育委員会1

番号	場 所	交 通 環 境	要 望 点 (問 題 点)	担 当 部 署	対 策・改 善 計 画
1	太田下町1823番地 1 小学校西側	正門前で道路幅はあるが、雨がたくさん降ると歩くところに水がたまり、児童は道路の中央まで水たまりを避けて通るので危険。 歩道橋を下りたところに大きな段差があり危険。	歩道部分を一段上げる。または、水抜き穴を開けるか、溝を付けて歩道部分に水たまりができないようにする。 歩道橋を下りたところの段差を埋める。	市道路管理課 高松土木事務所	○水たまりの原因を調査後に対策を実施。 ○歩道橋下の支柱土台の段差は、管理者において段差の解消を実施。
2	太田下町1823番地 1 小学校南側	南門側からはカーブミラーで東西が見えるが、道路の南からは東の見通しが悪く危険。(R2年度:児童の事故1件)	南門にカーブミラー設置する。	市道路管理課 市教育委員会 高松南警察署	○カーブミラーは車両用のため歩行者用としては設置していない。 ○小学校敷地内に教育委員会が設置する。 ○横断歩道の塗り直しを実施。
3	太田下町1823番地 1 小学校から南に続く道路	細い道路で電柱等があり、自動車が来ると危険。 白線がない。 細い道で危険なのに時間通行規制がなく、雨天時特に危険。	非舗装部分の道路の整備。 白線の整備。 時間通行規制をしてほしい。7:00~8:00または、可能であれば、南門前の部分だけ自動車通行禁止にしてほしい	市道路管理課 高松南警察署	○未舗装部分は私有地 ○狭路のため、路側線は不可。 ○通行禁止は、住民等の意見を勘案したうえで周辺道路の規制と合わせ検討。
4	太田上町1060番地15~955番地15の道路両側歩道	道路の両サイドともに歩道境界の縁石がなく、歩道部分が狭いところがあり危険。	歩道の拡幅と縁石設置。 (東側は早急をお願いしたい。) ※ 通学路としたい。	高松土木事務所	○道路の拡張予定等がないため、歩道整備はできない。 ○県道沿いの側溝の蓋を整備し直すことで対応している。
5	太田上町1182番地北側十字路横断歩道	児童の横断部分に横断歩道がなく危険。(東側はある。) 時間通行規制は7:30~8:30だが児童の登校時間帯は7:00~7:45	交差点西側にも横断歩道の整備。 時間通行規制を7:00~8:00に変更してほしい。	高松南警察署	○横断歩道の西側移設に関しては交差点形状等から現時点では移設できない。 ○住民の意見を勘案したうえで周辺の時間規制と合わせ変更を検討する。
6	⑤から太田下町1800番地中学校近辺までの道路の白線	通学路部分の白線が消えかかっている。 通学路部分の白線がないところがある。	白線の整備	市道路管理課 高松南警察署	○白線の塗り直し及び要望箇所に白線を引く。 ○横断歩道の塗り直しを実施。
7	太田下町1823番地 1 小学校東門前	下校時に児童が東門から出るときの見通しが悪く危険。	道路東側に道路の南北が見えるようにカーブミラーを設置。	市道路管理課	○施設からの出入りに係るカーブミラーの設置については施設管理者が対応。
8	太田下町1823番地 1 運動場北東三叉路	児童が横断しているところに横断歩道がない。	横断歩道の整備。	市道路管理課 高松南警察署	○道路西側に路側線を引く。 ○横断歩道の設置は、見通しが悪いため設置はできない。

9	太田下町1778番地9から東に入る道～ことடன்高架下～2419-1への細道	交通安全面では友好的な道路だが防犯面では高架下トンネル内の電灯や街灯がなく危険。 舗装していないところが高架下の東西にあり、雨天時は土の道路がベタベタになって危険。	高架下トンネル内の電灯と街灯の設置。 高架下東西の道路の舗装。 ※ 通学路としたい。	市道路管理課	○未舗装部分は市道ではないため、舗装整備できない。 ○トンネル下の街灯も市道でないため設置できない。
10	太田下町2419番地1西の十字路	⑨を通学路としたときに横断歩道がなく危険。	横断歩道の整備。	高松南警察署	○滞留場所の確保が困難なため横断歩道の設置はできない。